

政令第四百十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第七十五条及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。（放送法施行令の一部改正）

第一条 放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「総務大臣が」の下に「協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者又は有料放送管理事業者（法第五百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第六号において同じ。）に対し」を加え、同条第四号中「一般放送事業者 次に」を「一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。） 次に」に

改め、同条第六号中「（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第百七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一般放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第四号ハに掲げる事項とする。

（電気通信紛争処理委員会令の一部改正）

第二条 電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の長」の下に「又は関係都道府県知事」を加える。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、総務省関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。